

『代理受領制度』のご案内

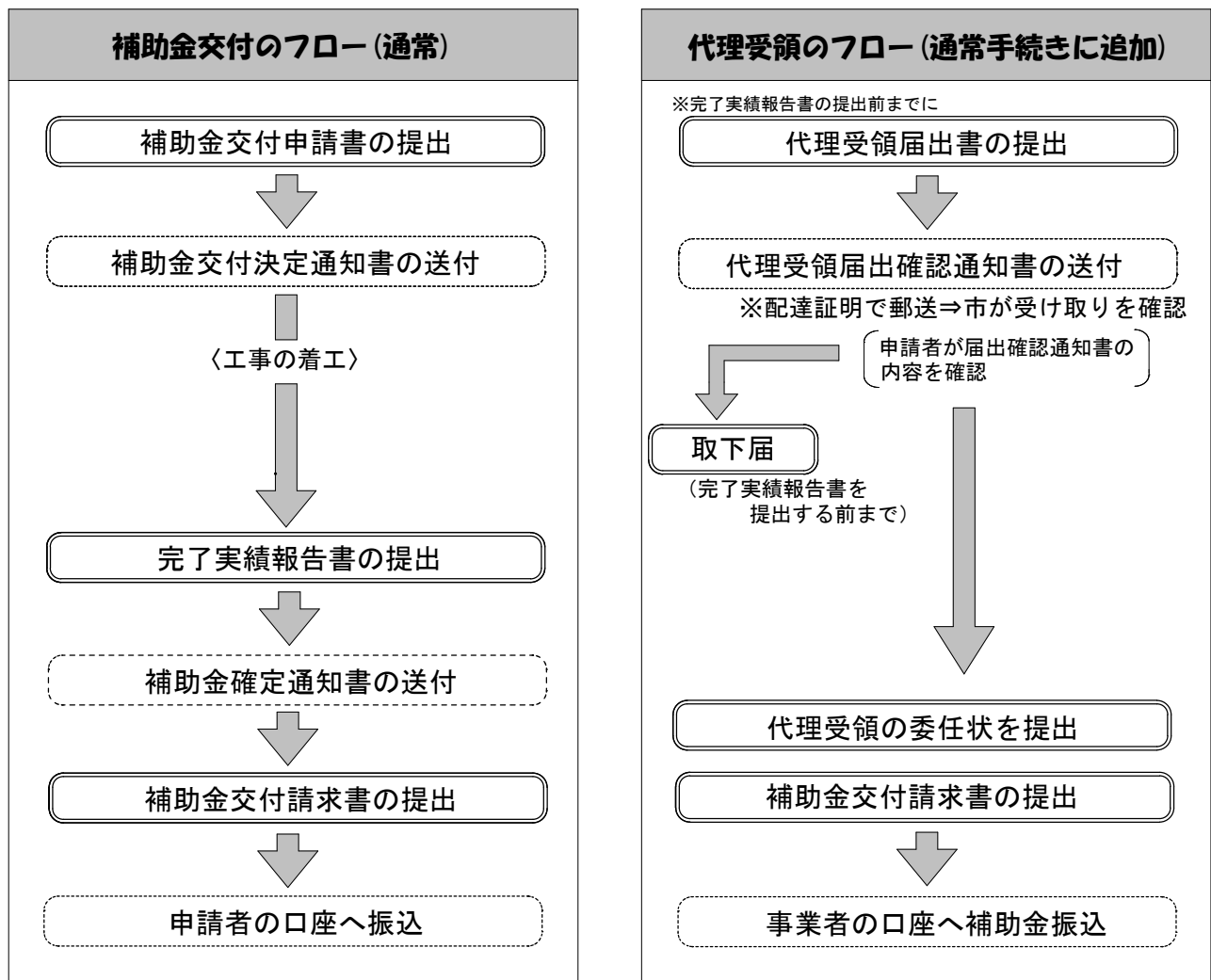
1. 『代理受領制度』とは

申請者(住宅所有者等)との契約により耐震改修工事などの耐震対策等関連事業を実施した者(事業者)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を利用することで、申請者は工事費と補助金額の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。

2. 代理受領制度を利用するには

申請者と事業者等との合意が必要です。制度の利用を希望される申請者は、契約する予定の者(事業者)とよく話し合ってください。

3. 代理受領制度のフロー図



4. その他注意事項

※申請者が、代理受領制度の利用を希望しているという意思確認のため、配達証明で代理受領届出確認通知書を郵送します。この通知書の受け取りがない場合、代理受領制度を利用できなくなることがあります。

※代理受領制度が利用できる事業は以下のものになります。

- ・民間木造住宅耐震改修費等補助金事業
- ・耐震シェルター等設置費補助金事業
- ・民間建築物ブロック塀等撤去費補助金事業
- ・民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金事業